

最終バス延長運行にかかる補助金交付基準

山梨県生活バス路線維持費補助金交付要綱第3条第1項第2号の規定による、知事が指定する最終バス延長運行にかかる補助金交付については、この基準の定めるところによる。

(目的)

第1 甲府市中心市街地の活性化と地域住民の福祉を確保するため、甲府駅始発の最終バスの延長運行を行う乗合バス事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象運行)

第2 補助の対象となる運行は、第1の目的達成のため、甲府駅始発の定期便に加えて、夜間の最終バスの延長運行が必要として、知事が指定した増発便とする。

(補助対象事業者)

第3 補助対象事業者は、前条の増発便を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象期間)

第4 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、次の基準により算出した額とする。

ア 自社単価 > 国補単価の場合

補助額 = 国補単価 × (実車走行キロ + 回送キロ) - 当該路線の運行によって得た運送収益 + 初度開設費

ただし、自社単価と国補単価の差額に事業者の全実車走行キロを乗じた額と国補単価に当該路線片道キロ数を乗じた額の合計額の範囲内とする。

イ 自社単価 ≤ 国補単価の場合

補助額 = 自社単価 × 実車走行キロ - 当該路線の運行によって得た運送収益

注) 自社単価 (乗合バス事業者キロ当たり経常費用)・国補単価 (地域キロ当たり標準経常費用) は、当該年度に「山梨県バス運行対策費補助金」の交付算定の際に用いる単価とする。

初度開設費とは、当該路線の運行に必要な設備をいう。

(補助金の交付申請)

第6 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書 (第

1号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに、知事に提出するものとする。

- (1) 運行実績報告書(第2号様式)
- (2) その他関係書類

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第7 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、第3号様式による補助金の交付決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨通知する。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第8 知事は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本基準の定めに違反したとき
- (2) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき

(帳簿の保管義務等)

第9 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、その経理に係る証拠書類とともに、補助金の交付を受けた日の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行し、平成20年度から適用する。

(第1号様式)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事

殿

住 所
氏名又は名称

印

年度山梨県生活バス路線維持費補助金交付申請書
(最終バス延長運行分)

平成 年度最終バス延長運行にかかる補助金として金 円を交
付されるよう、山梨県生活バス路線維持費補助金交付要綱第3条第2項及び、最終バス延
長運行にかかる補助金交付基準第6の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

(第2号様式)

平成 年度 最終バス延長運行実績報告書

運行区間	~	運行距離	km
回送区間	~	回送距離	km
1日運行回数	回	運行日数	日
実車走行距離 (× ×)	km	回送走行距離 (× ×)	km
平成 年度山梨県バス 運行対策費補助金算定 に用いる単価	自社単価	国補単価	
	円	円	
当該路線の運 行によって得 た経常収益	円	初度開設費	円
補助金申請額	円		

注1) 欄は1日あたりの片道運行回数とする。

注2) 欄の金額の詳細がわかる資料を添付する。

注3) 欄の額は次により計算するものとする。

> の場合 : = × (+) - +

の場合 : = × -

(第3号様式)

第 号
平成 年 月 日

殿

山梨県知事

印

年度山梨県生活バス路線維持費補助金（最終バス延長運行分）
交付決定及び額の確定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった、平成 年度最終バス延長運行にかかる補助金については、山梨県生活バス路線維持費補助金交付要綱第3条第2項、最終バス延長運行にかかる補助金交付基準第7、及び山梨県補助金等交付規則第5条、第7条、第13条の規定により、次のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので通知する。

1 補助対象となる運行（区間） ~

2 補助金交付決定額及び確定額 金 円

3 補助金交付の条件

補助対象事業者は、山梨県補助金等交付規則、山梨県生活バス路線維持費補助金交付要綱、及び最終バス延長運行にかかる補助金交付基準の定めるところに従わなければならない。